

このまち(鏡野町)に飲酒運転はいらない。

「鏡野町飲酒運転撲滅に関する条例」が平成27年4月2日施行されました。(条例の全文は、広報がみの5月号をご覧ください。)

町、町民及び事業者が一体となって、飲酒運転を撲滅するための活動を推進し、「**飲酒運転は絶対しない、させない、許さない**」という町民意識を定着させ、安全で安心して暮らすことができる町民生活を実現しましょう!

4月18日、奥津振興センター先の国道179号パーキングにおいて、条例制定に伴う街頭啓発活動が行われ、山崎町長が条例制定宣言を行いました。

条例のポイント

〈町の責務〉

・町は、飲酒運転の撲滅に関する総合的な政策及び取組みを実施する。

・町は、町民、事業者等及び岡山県等の関係機関と連携して、飲酒運転の撲滅に向けた効果的な活動を実施する。

・町は、町民及び事業者等が行う飲酒運転を撲滅するための取組みに対し、必要な支援を行う。

〈町民の責務〉

・自動車等の運転を行う町民は、日頃から家庭、職場及び地域において、飲酒運転を撲滅するための取組みを実施するよう努める。

・町民は、飲酒運転をしている者等を発見したときは、警察への通報等に努める。

・町民は、町が実施する飲酒運転の撲滅に関する施策等に協力するよう努める。

〈事業者等の責務〉

・事業者等は、事業用車両等の運行に当たり、運転者が酒気を帯び

ていないことを確認する等に努める。

・事業者等は、従業員等に対し、飲酒運転の撲滅に関する教育、指導等に努める。

・事業者等は、町が実施する飲酒運転の撲滅に関する施策等に協力するよう努める。

〈飲食店営業者等の責務〉

・飲食店営業者等は、来店者が飲酒運転をするおそれがあるときは、注意を喚起し、酒類を提供しない等に努める。

・飲食店営業者等は、来店者からよく見える場所に、飲酒運転の防止を呼びかける立て看板、ステッカー、ポスター等(以下「啓発文書」という。)を掲示するとともに、自動車等を運転する者には酒類を提供しない旨を表示するよう努める。

・飲食店営業者等は、町が実施する飲酒運転の撲滅に関する施策等に協力するよう努める。

〈酒類販売業者の責務〉

・酒類販売業者は、来店者からよく見える場所に、啓発文書を掲示するよう努める。

・酒類販売業者は、町が実施する飲酒運転の撲滅に関する施策等に協力するよう努める。

5月8日

春の交通安全県民運動
津山鏡野地域推進大会

勝北文化センター(津山市)で行われ、関係者約200人が参加しました。

鏡野町交通安全対策協議会総会

鏡野町危機管理センターで行われ、関係者13人が出席。

新任委員へ委嘱状が交付され、平成27年度事業計画などが審議されました。

鏡野地区交通安全テント村

夢広場駐車場で行われ、大野保育園の青組園児がドライバーに交通安全を呼びかけました。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課
生活安全係

電話(0868)54-2621

